

相談できる専門家

＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員 として リフォーム実務者を育成します

（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターは、2023年4月から、1985年より運営しているリフォーム資格『増改築相談員』について、＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員と名称を変更し、また、研修会の受講要件を建築の実務経験10年以上から5年以上に変更しました。

■ 「増改築相談員」 から 「＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員」 へ名称を変更 変更理由

- ① 「増改築」という言葉は、若い消費者にはなじみが薄く分かりにくい。このため消費者に分かりやすい「リフォーム」という言葉を含む名称へ変更します。
- ② 研修会を受講する者も、若い方などに受け入れられやすい名称に変更し、受講者意欲を喚起します。

なお、当分の間は、増改築相談員の名称を併記し、継続性が分かるようにします。

■ 研修会の受講要件を建築の実務経験10年以上 から 5年以上に変更

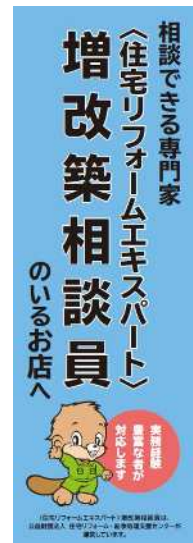
これまで10年以上の経験・知識を持つ者によってリフォーム相談の業務を行うことが適当であるとしていたところ、近年の情報量の増加や製品・技術の著しい発達により、＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員としての一定の水準を満たすための時間も短縮されています。

よって、建築関連の実務経験を5年以上に改めることで、＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員としての研修会の受講を可能にすること、さらに多くの人材に＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員の業務に携わってもらうことを目的とします。

また住宅リフォームのトラブルが減らない現状があり、早めに住宅リフォームの研修を受けることにより、リフォームトラブルの減少に繋げることが期待されます。

＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員は、住宅リフォームに関する技術的な知識と消費者からの相談に必要なコミュニケーション能力をあわせもち、これから住宅のリフォームを考えている消費者からの相談に誠実に対応し、消費者から『相談できる専門家』として期待されています。

研修会は、全国建設労働組合総連合、（一社）日本住宅リフォーム産業協会、（一社）JBN・全国工務店協会等の団体により実施しています。研修会は、例年7月～2月の間に開催されています。詳細は、当財団ホームページ『[＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員コンテンツ](#)』をご覧ください。



＜問い合わせ先＞ 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

リフォーム情報部 業務課 平井、野村、深谷

tel:03-3556-5144 fax:03-3261-9357 E-mail : reform@chord.or.jp

財団サイト: https://www.chord.or.jp/course/extension_renovation/index.html